

議 事 日 程

第3回定例会
R 8. 3. 6 午後3時
狛江市役所4階特別会議室

1 付議案件

- (1) 議案第19号
狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第20号
組織改正に伴う関係教育委員会規則を廃止する規則
- (3) 議案第21号
狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則及び狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第22号
狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第23号
狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第24号
狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱
- (7) 議案第25号
組織改正に伴う関係教育委員会要綱を廃止する要綱
- (8) 議案第26号
狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (9) 議案第27号
海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱
- (10) 議案第28号
(仮称)西和泉教育施設の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱
- (11) 議案第29号
狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱を廃止する要綱
- (12) 議案第30号
狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱
- (13) 議案第31号
狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱

- (14) 議案第 32 号
 狛江市文化財の指定について
- (15) 議案第 33 号
 狛江市社会教育関係委員の委嘱について

2 報告案件

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 組織改正に伴う関係教育委員会要領を廃止する要領について
- (2) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について
- (3) 令和 7 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果
 狛江市の状況について
- (4) 令和 7 年度学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (6)

議案第 19 号

粕江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 粕江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日付け組織改正に伴い、教育委員会事務局の分掌事務について、所要の改正を行う。

狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市教育委員会事務局処務規則（平成20年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
部	課等	係等	分掌事務	部	課等	係等	分掌事務
教育部	学校教育課	教育庶務係	(1)教育委員会の会議に関する事。 (2)公告、示達に関する事。 (3)事務局職員の人事に関する事。 (4)事務局の総合調整及び庶務に関する事。 (5)学校運営の管理に関する事。 (6)教育広報に関する事。 (7)部内及び課内の庶務に関する事。 (8)教育行政の相談窓口に関する事。 (9)教育財産の管理に関	教育部	学校教育課	教育庶務係	(1)教育委員会の会議に関する事。 (2)公告、示達に関する事。 (3)事務局職員の人事に関する事。 (4)事務局の総合調整及び庶務に関する事。 (5)学校運営の管理に関する事。 (6)教育広報に関する事。 (7)部内及び課内の庶務に関する事。 (8)教育行政の相談窓口に関する事。 (9)教育財産の管理に関

改正後				改正前			
			<p>すること。</p> <p>(10) 公立学校施設台帳に関すること。</p> <p>(11) 学校教育施設関係補助事業に関すること。</p> <p>(12) 教育委員会のその他の課等に属さないこと。</p>				<p>すること。</p> <p>(10) 公立学校施設台帳に関すること。</p> <p>(11) 学校教育施設関係補助事業に関すること。</p> <p>(12) 教育委員会のその他の課等に属さないこと。</p>
		学務保健係	<p>(1) 学校の配置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 学籍に関すること。</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 通常学級の学級編制に関すること。</p> <p>(5) 教育扶助に関すること。</p> <p>(6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(7) 奨学金に関すること。</p> <p>(8) 教材関係等補助金に関すること。</p> <p>(9) 学校医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(10) 健康及び安全に関すること。</p>			学務保健係	<p>(1) 学校の配置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 学籍に関すること。</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 通常学級の学級編制に関すること。</p> <p>(5) 教育扶助に関すること。</p> <p>(6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(7) 奨学金に関すること。</p> <p>(8) 教材関係等補助金に関すること。</p> <p>(9) 学校医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(10) 健康及び安全に関すること。</p>

改正後				改正前			
			ること。 (11)私立学校（私立幼稚園を除く。）に関する こと。 (12)その他学務及び保健 に関すること。				ること。 (11)私立学校（私立幼稚園を除く。）に関する こと。 (12)その他学務及び保健 に関すること。
		学校給食 係	(1)学校給食に関する こと。 (2)給食センターの管理 に関すること。 (3)学校給食費の収納及 び管理に関すること。			学校給食 係	(1)学校給食に関する こと。 (2)給食センターの管理 に関すること。 (3)学校給食費の収納及 び管理に関すること。
		教育政策 係	(1)G I G Aスクールに 関すること。 (2)部活動の地域移行に 関すること。 (3)教職員の働き方改革 に関すること。 (4)コミュニティ・スク ールに関すること。 (5)地域学校協働活動に 関すること。			教育政策 係	(1)G I G Aスクールに 関すること。 (2)部活動の地域移行に 関すること。 (3)教職員の働き方改革 に関すること。 (4)コミュニティ・スク ールに関すること。 (5)地域学校協働活動に 関すること。
	教育支援 課	教育支援 係	(1)就学相談に関する こと。		教育支援 課	教育支援 係	(1)就学相談に関する こと。

改正後				改正前			
			<p>(2) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p> <p>(3) 教育支援センターに関すること。</p> <p>(4) その他特別支援教育に関すること。</p>				<p>(2) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p> <p>(3) 教育支援センターに関すること。</p> <p>(4) その他特別支援教育に関すること。</p>
	指導室	指導教職員係 指導主事	<p>(1) 教育課程の管理に関すること。</p> <p>(2) 教職員の指導研修に関すること。</p> <p>(3) 教育実習に関すること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択、教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 教育機器の研究及び指導に関すること。</p> <p>(6) 学校の連合行事等の総合計画の指導に関すること。</p> <p>(7) 修学旅行、夏季施設、校外授業その他学校行事に関すること。</p> <p>(8) 学校教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(9) 教職員の任免の内</p>		指導室	指導教職員係 指導主事	<p>(1) 教育課程の管理に関すること。</p> <p>(2) 教職員の指導研修に関すること。</p> <p>(3) 教育実習に関すること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択、教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 教育機器の研究及び指導に関すること。</p> <p>(6) 学校の連合行事等の総合計画の指導に関すること。</p> <p>(7) 修学旅行、夏季施設、校外授業その他学校行事に関すること。</p> <p>(8) 学校教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(9) 教職員の任免の内</p>

改正後				改正前			
			<p>申、その他人事に関する こと。</p> <p>(10)教職員の進退に関する こと。</p> <p>(11)教職員の給与支払事務 及び昇給昇格に関する こと。</p> <p>(12)教職員の福利厚生に 関すること。</p> <p>(13)教職員の履歴カード に関すること。</p> <p>(14)教職員の服務に関する こと。</p> <p>(15)都費の経理に関する こと。</p> <p>(16)教職員の職員団体に 関すること。</p> <p>(17)その他教職員に関する こと。</p>				<p>申、その他人事に関する こと。</p> <p>(10)教職員の進退に関する こと。</p> <p>(11)教職員の給与支払事務 及び昇給昇格に関する こと。</p> <p>(12)教職員の福利厚生に 関すること。</p> <p>(13)教職員の履歴カード に関すること。</p> <p>(14)教職員の服務に関する こと。</p> <p>(15)都費の経理に関する こと。</p> <p>(16)教職員の職員団体に 関すること。</p> <p>(17)その他教職員に関する こと。</p>
	社会教育 課	社会教育 係	<p>(1)公民館、その他社会 教育関係機関の設置、管 理及び廃止に関するこ と。</p> <p>(2)社会教育施設（文化 施設及びスポーツ施設を</p>		社会教育 課	社会教育 係	<p>(1)公民館、その他社会 教育関係機関の設置、管 理及び廃止に関するこ と。</p> <p>(2)社会教育施設（文化 施設を除く。）の管理及</p>

改正後				改正前			
			<p>除く。)の管理及び運営に関すること。</p> <p>(3)社会教育委員の会議に関すること。</p> <p>(4)社会教育団体との連絡及び指導育成に関すること。</p> <p>(5)社会教育資料の収集、出版及び展示に関すること。</p> <p>(6)社会教育情報の交換及び調査研究に関すること。</p> <p>(7)社会教育に必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。</p> <p>(8)狛江市立学校の施設の使用に関すること。</p> <p>(9)その他社会教育に関すること。</p> <p>(10)課内の庶務に関すること。</p>				<p>び運営に関すること。</p> <p>(3)社会教育委員の会議に関すること。</p> <p>(4)社会教育団体との連絡及び指導育成に関すること。</p> <p>(5)社会教育資料の収集、出版及び展示に関すること。</p> <p>(6)社会教育情報の交換及び調査研究に関すること。</p> <p>(7)社会教育に必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。</p> <p>(8)その他社会教育に関すること。</p> <p>(9)社会体育及びスポーツ施設の管理運営に関すること。</p> <p>(10)狛江市スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(11)狛江市スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(12)社会体育、スポーツ及びレクリエーションの</p>
		文化財担当	<p>(1)文化財の保存及び活用に関すること。</p> <p>(2)文化財保護審議会に</p>				

改正後				改正前			
			<p>関すること。</p> <p>(3) 博物館に関すること。</p> <p>(4) 狛江市立古民家園に関すること。</p> <p>(5) 歴史、芸術及び民俗等に関する資料の収集並びに保存及び管理に関すること。</p>				<p>調査研究、統計、計画実施及び指導奨励に関すること。</p> <p>(13) 社会体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。</p> <p>(14) 社会体育団体、スポーツ及びレクリエーション団体の連絡並びに指導育成に関すること。</p> <p>(15) その他社会体育、スポーツ及びレクリエーションに関すること。</p> <p>(16) 課内の庶務に関すること。</p>
						文化財担当	<p>(1) 文化財の保存及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(3) 博物館に関すること。</p> <p>(4) 狛江市立古民家園に関すること。</p> <p>(5) 歴史、芸術及び民俗</p>

改正後	改正前			
				等に関する資料の収集並びに保存及び管理に関すること。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

組織改正に伴う関係教育委員会規則を廃止する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

令和8年4月1日付け組織改正に伴い、市長部局に移管する事務に関する教育委員会規則を廃止する。

組織改正に伴う関係教育委員会規則を廃止する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

- (1) 狛江市スポーツ推進委員会議規則（昭和45年教育委員会規則第7号）
- (2) 狛江市スポーツ推進審議会条例施行規則（平成13年教育委員会規則第3号）
- (3) 狛江市体育施設条例施行規則（平成20年教育委員会規則第10号）
- (4) 狛江市スポーツ推進委員の設置に関する規則（平成23年教育委員会規則第7号）
- (5) 狛江市体育施設使用特別申請取扱規則（平成28年教育委員会規則第11号）
- (6) 狛江市体育施設使用特別申請に係る使用日の調整に関する取扱規則（平成28年教育委員会規則第13号）

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則及び狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

学齢簿等システムの標準化に伴い、関係する規則について、所要の改正を行う。

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則及び狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

(狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則の一部改正)

第1条 狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則(平成28年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の通知等)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、許可要件の該当性、学校の受入状況等を審査し、<u>許可する場合は、就学事務システム(学齢簿編製等)標準仕様書に示された指定校変更許可通知書</u>により保護者及び就学を許可した学校の学校長に通知するものとする。</p> <p>2 <u>教育委員会は、前条の規定による審査の結果、不許可とする場合は、指定校変更不許可通知書(第3号様式)により保護者に通知するものとする。</u></p>	<p>(許可の通知等)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、許可要件の該当性、学校の受入状況等を審査し、<u>結果を指定校変更許可・不許可通知書(第3号様式)</u>により保護者に通知し、許可した場合には、<u>就学を許可した学校の学校長に対しては指定校変更通知書(第4号様式)</u>により通知するものとする。</p>

第3号様式を別紙のように改め、第4号様式を削る。

(狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部改正)

第2条 狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則(平成28年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の通知等)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、許可要件の該当性、学校の受入状況等を審査し、<u>許可する場合は、就学事務システム(学齢簿編製等)標準仕様書に示された</u></p>	<p>(許可の通知等)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、許可要件の該当性、学校の受入状況等を審査し、<u>その可否を区域外就学許可・不許可通知書(第2号様式)</u>により保護者に通</p>

改正後	改正前
<p><u>区域外就学許可通知書</u>により保護者及び区域外就学を許可した学校の学校長に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会は、第1項の規定による審査の結果、不許可とする場合は、区域外就学不許可通知書(第2号様式)により、保護者へ通知するものとする。</u></p>	<p><u>知し、許可した場合には、区域外就学を許可した学校の学校長に対しては区域外就学通知書(第3号様式)により通知するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>

第2号様式を別紙のように改め、第3号様式を削る。

付 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

様

狛江市教育委員会

指定校変更不許可通知書

年 月 日付けで申請がありました指定校の変更について、狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則第4条第2項の規定により、不許可としましたので通知します。

児童生徒氏名	
希望就学校	
希望就学期間	
不許可の理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

狛江市教育委員会

区域外就学不許可通知書

年 月 日付けで申請がありました区域外の就学について、狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則第4条第3項の規定により、不許可としましたので通知します。

児童生徒氏名	
希望就学校	
希望就学期間	
不許可の理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 22 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

就学援助システムの標準化及び要保護児童生徒援助費補助金の単価の引き上げに伴い、所要の改正を行う。

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定等)</p> <p>第6条 教育長は、前条第1項に規定する申請を受理したときは当該申請について必要な審査を行い、就学援助費を支給することを認定するときは<u>就学事務システム（就学援助）標準仕様書（以下「就学援助標準仕様書」という。）</u>に示された<u>就学援助費支給認定通知書</u>により、就学援助費を支給しないことを認定するときは<u>就学援助標準仕様書</u>に示された<u>就学援助費支給否認認定通知書</u>により申請者に通知する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、所得税の未申告その他の事由により当該申請の審査ができないときは、<u>次条第1項各号に掲げる申請期間内において、審査を保留し、就学援助標準仕様書に示された審査保留通知書</u>により申請者に通知する。この場合において、審査ができるようにならない場合には、次に掲げる区分に応じた期間が経過した時点で、申請者が当該申請を取り下げたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(認定等)</p> <p>第6条 教育長は、前条第1項に規定する申請を受理したときは当該申請について必要な審査を行い、就学援助費を支給することを認定するときは<u>就学援助費受給認定通知書（第1号様式）</u>により、就学援助費を支給しないことを認定するときは<u>就学援助費受給否認認定通知書（第2号様式）</u>により申請者に通知する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、所得税の未申告その他の事由により当該申請の審査ができないときは、<u>次条各号に掲げる申請期間内において、審査を保留し、審査保留通知書（第3号様式）</u>により申請者に通知する。この場合において、審査ができるようにならない場合には、次に掲げる区分に応じた期間が経過した時点で、申請者が当該申請を取り下げたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後				改正前																													
<p>3 前項の規定により、学校諸費を控除して就学援助費を支給したときは、教育長は、充当通知書（第1号様式）により、支給認定者にその内容を通知する。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（支給認定の取消し又は変更）</p> <p>第11条 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助費の支給認定の全部又は一部を取り消し、<u>就学援助費支給認定取消・返還通知書（第2号様式）</u>により通知するものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>				<p>3 前項の規定により、学校諸費を控除して就学援助費を支給したときは、教育長は、充当通知書（第4号様式）により、支給認定者にその内容を通知する。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（支給認定の取消し又は変更）</p> <p>第11条 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助費の支給認定の全部又は一部を取り消し、<u>就学援助費支給認定取消し・返還通知書（第5号様式）</u>により通知するものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給項目</th> <th>支給対象者</th> <th>対象学年</th> <th>支給内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新入学学用品費 （入学前支給）</td> <td rowspan="2">準要保護者</td> <td rowspan="2">就学予定者</td> <td>小学生 <u>64,300円</u></td> </tr> <tr> <td>中学生 <u>81,000円</u></td> </tr> <tr> <td>新入学学用品費</td> <td>準要保護者</td> <td>小学校第1学年 中学校第1学年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容	新入学学用品費 （入学前支給）	準要保護者	就学予定者	小学生 <u>64,300円</u>	中学生 <u>81,000円</u>	新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年 中学校第1学年		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給項目</th> <th>支給対象者</th> <th>対象学年</th> <th>支給内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新入学学用品費 （入学前支給）</td> <td rowspan="2">準要保護者</td> <td rowspan="2">就学予定者</td> <td>小学生 <u>57,060円</u></td> </tr> <tr> <td>中学生 <u>63,000円</u></td> </tr> <tr> <td>新入学学用品費</td> <td>準要保護者</td> <td>小学校第1学年 中学校第1学年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容	新入学学用品費 （入学前支給）	準要保護者	就学予定者	小学生 <u>57,060円</u>	中学生 <u>63,000円</u>	新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年 中学校第1学年	
支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容																														
新入学学用品費 （入学前支給）	準要保護者	就学予定者	小学生 <u>64,300円</u>																														
			中学生 <u>81,000円</u>																														
新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年 中学校第1学年																															
支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容																														
新入学学用品費 （入学前支給）	準要保護者	就学予定者	小学生 <u>57,060円</u>																														
			中学生 <u>63,000円</u>																														
新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年 中学校第1学年																															

改正後	改正前
(略)	(略)

共通様式を別紙のように改める。

第1号様式から第3号様式までを削り、第4号様式及び第5号様式を別紙のように改め、3号ずつ繰り上げる。

付 則

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第2の改正規定 公布の日
 - (2) 共通様式の改正規定 令和8年4月1日
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給申請書
(兼口座振替依頼書)

受付印

就学援助費・特別支援教育就学奨励費の申請をしたいので、狛江市就学援助費支給事務取扱規則第5条第1項・狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

提出日	年	月	日	日中の連絡先	受付日	受付番号		
〒 2 0 1 -				所得申告	申告済 ・ 未申告			
狛江市				前年度1月1日時点の住所	狛江市 ・ その他 ()			
丁目 番 号 (アパート・マンション名)	援助費対象 児童生徒に ○	続柄	氏 名	生年月日	在籍小・中学校名	学年・組	特別支援教室利用の場 合は教室名を記入	
(住居の形態) 持家・借家 (家賃月額: 円) ※借家で前年に所得がある方は、賃貸借契約書等のコ ピーを添付してください。	世帯 状 況	世帯主	フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市 立 学 校	年 組		
申請者(保護者)氏名			フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市 立 学 校	年 組		
		【同意】 <input type="checkbox"/> 認定等事務のため、私の世帯全員に係る住 民基本台帳、税務資料等の個人情報を調査 し、又は生活保護法による扶助等を福祉事 務所に事務担当者が確認することに同意し ます。 <input type="checkbox"/> 受給者として認定を受けた場合、市長又は 学校長を代理人と定め、就学援助費等に係 る請求等について委任し、その請求に基づ いて就学援助費を充当することに同意しま す。 <input type="checkbox"/> AI-OCR(人工知能を用いた光学的文字認 識)処理を行うために、本書に記載した内 容が事業者のサーバーを経由することに同 意します。		フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市 立 学 校	年 組	
				フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市 立 学 校	年 組	
			金融機関名 支店名	銀行・信用金庫・農協 本店・支店・出張所		金融機関コード(4桁)		支店コード(3桁)
		振込 口座	口座名義人	(カタカナで記入)				
		口座種別	普通					
		口座番号	4					
※上記を確認し、同意する場合は☑してください。						認定年月日		認定区分
						年 月 日		要・準・否・保留
						年 月 日		奨・否

申請理由	<p>1 就学援助費の申請</p> <p>(1) 保護者が生活保護法に基づく保護を受けている。 (2) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額の1.4倍未満である。 (3) 保護者が前年度又は当該年度において生活保護の停止又は廃止を受けた。 (4) 保護者が前年度又は当該年度において市町村税が非課税又は減免を受けた。 (5) 保護者が前年度又は当該年度において固定資産税又は個人事業税の減免を受けた。 (6) 保護者が前年度又は当該年度において国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた。 (7) 保護者が前年度又は当該年度において国民年金の減免を受けた。 (8) 災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化した。 (9) その他 ()</p> <p>2 特別支援教育就学奨励費の申請</p> <p>(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額が同号に規定する需要額2.5倍未満の者 (2) その他 ()</p>
------	---

※特別支援教育就学奨励費については、就学援助費の支給を受けている方は、支給対象とならないので御留意ください。

(留意事項)

1 前年度の1月1日現在狛江市に住民登録がなかった方について

前年の所得（申請日が1月以降の場合は一昨年所得）を確認できる書類（「給与所得の源泉徴収票の写し」、「所得の確定申告書の写し（受付印があるもの）」、「前住所地自治体の課税（非課税）証明書」等）を提出してください。

2 前年所得の申告をされていない方について

前年の世帯の総所得に基づいて認定を行うため、生計を同一にする方の中に3月15日までに未申告の方がいる場合（生計を共にする方に扶養されている方を除く。）は、審査不能のため就学援助費・特別支援教育就学奨励費に係る審査については、保留となります。前年所得の申告をされていない方及び審査保留の通知を受け取った方は、就学援助を希望される場合には、未申告の方の申告をし、教育委員会に当該申告書の控えを提出し、再度申請をしてください。

申告書の控えの提出がない等の理由により審査ができる状況にならない場合は、一定の期間の経過時点で申請は取り下げたものとなりますので、御了承ください。

3 その他

災害及び家庭環境の変化による現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化したことを理由に就学援助費を申請する場合には、当該事実を客観的に証明することができる書類をお持ちの上、御相談ください。

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市教育委員会
教育長

充当通知書

狛江市就学援助費支給事務取扱規則第8条第2項の規定により、下記のとおり就学援助費を充当いたしましたので、同条第3項の規定により通知いたします。

記

①	就学援助費 (本来支給額)	円
②	充 当 額	円 内訳 円 (給 食 費) 円 (学 用 品 費) 円 (費)
③	支 給 額 (①-②)	円

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市教育委員会
教育長

就学援助費支給認定取消・返還通知書

年 月 日付け狛 発第 号で認定をした就学援助費については、狛江市就学援助費支給事務取扱規則第11条第1項の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。なお、既に支給した就学援助費については、返還期限までに教育委員会が指定する方法により返還してください。

記

支給認定者の氏名	
保護する児童等の氏名	
取り消す就学援助費の項目	
取消しをする理由	
支給認定額	
支給済額	
返還額	
返還期限	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 23 号

狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市通学路安全対策推進会議において、事務の合理性や効率性の観点から、会長及び副会長の選定方法を互選から充て職に改める。

狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に関する規則（平成26年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>教育部学校教育課長</u>とし、副会長は、<u>都市建設部道路交通課長</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>委員の互選</u>とし、副会長は、<u>会長が指名</u>する。</p> <p>3・4 (略)</p>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 24 号

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和8年4月1日付け組織改正に伴い、教育委員会後援名義等使用承認事務の事務処理について、所要の改正を行う。

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱（令和6年教育委員会要綱第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務処理)</p> <p>第12条 この要綱の規定に基づき行われる承認の手續等の事務処理は、次に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる部課等がこれを行うものとする。</p> <p>(1) 社会教育関係団体 社会教育課</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(事務処理)</p> <p>第12条 この要綱の規定に基づき行われる承認の手續等の事務処理は、次に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる部課等がこれを行うものとする。</p> <p>(1) 社会教育関係団体及び体育・スポーツ等の活動を目的とする団体 社会教育課</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 25 号

組織改正に伴う関係教育委員会要綱を廃止する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

令和8年4月1日付け組織改正に伴い、市長部局に移管する事務に関する教育委員会要綱を廃止する。

組織改正に伴う関係教育委員会要綱を廃止する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

次に掲げる教育委員会要綱は、廃止する。

- (1) 心身に障がいのある児童、生徒等の地域活動促進事業に関する実施要綱（平成11年教育委員会要綱第7号）
- (2) 狛江市民総合体育館印刷機利用サービス実施要綱（平成19年教育委員会要綱第5号）
- (3) 狛江市西和泉グランド放課後開放事業実施要綱（平成22年教育委員会要綱第10号）
- (4) 狛江市民グランド放課後開放事業実施要綱（平成23年教育委員会要綱第20号）

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 26 号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

東京都の最低賃金の引上げに伴い、学習支援員等の謝礼金上限額の引上げ等を行うほか、所要の改正を行う。

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱（令和2年教育委員会要綱第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（協働活動支援員）</p> <p>第9条 教育長は、<u>出前授業の講師、学校における授業の補助等、学校の教育活動の支援を中心的に行う者を協働活動支援員として登録することができる。</u></p> <p>2 <u>協働活動支援員の登録を希望する者（協働活動支援員が事業所の従業員として活動をする場合は、当該事業所の代表者等）は、協働活動支援員の氏名等を記載した地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録届出書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前項の届出の提出を受けたときは、当該届出において協働活動支援員として活動する旨が記載された者を協働活動支援員として登録するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（推進員等の謝礼金等）</p> <p>第11条 <u>狛江市長は、第3条第3項第1号から第4号までに掲げる地域学校協働活動推進委員会委員、推進員、第7条第1項に掲げる統括コーディネーター、第8条第1項に掲げる学習支援</u></p>	<p style="text-align: center;">（協働活動支援員）</p> <p>第9条 教育長は、<u>学校の教育活動の支援を中心的に行う者のうち、次に掲げる者を協働活動支援員として登録することができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">（1） <u>出前授業等の講師</u></p> <p style="margin-left: 2em;">（2） <u>学校の授業の補助を行う者</u></p> <p style="margin-left: 2em;">（3） <u>授業等で使用する映像教材を作成する者</u></p> <p>2 <u>協働活動支援員の登録を希望する者は、地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録申請書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前項の規定により申請のあった内容を審査の上、その可否を決定し、地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録（承認・不承認）通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（推進員等の謝礼金等）</p> <p>第11条 第3条第3項第1号から第4号までに掲げる地域学校協働活動推進委員会委員、統括コーディネーター及び推進員に対する謝礼金及び費用弁償は、別表に定める額を上限とし、当該</p>

改正後	改正前																								
<p>員及び第9条第1項に掲げる協働活動支援員に対し、別表に定める額を上限とし、当該役割の従事につき、毎年度予算の範囲内において謝礼金及び費用弁償を支給する。</p>	<p>役割の従事につき、毎年度予算の範囲内において支給する。</p> <p>2 本部活動関係者及び地域学校協働活動ボランティアは無償とする。ただし、学習支援又は協働活動支援を行う者のうち、特別の技能・知識を有すると教育長が認める者については、活動内容等の必要に応じ別表に定める額を上限とし、当該活動につき予算の範囲内において謝礼金を支給することができる。</p> <p>3 統括コーディネーター、推進員及び前項ただし書の規定により謝礼金の支給を受ける者は、その活動実績を教育長に報告しなければならない。</p>																								
<p>別表（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>謝礼金上限額</th> <th>費用弁償（旅費）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>学習支援員</td> <td>1時間当たり1,230円</td> <td>支給対象外</td> </tr> <tr> <td>協働活動支援員</td> <td>1時間当たり1,480円とし、1回につき3,000円を上限とする。</td> <td>支給対象外</td> </tr> </tbody> </table>	種別	謝礼金上限額	費用弁償（旅費）	（略）			学習支援員	1時間当たり1,230円	支給対象外	協働活動支援員	1時間当たり1,480円とし、1回につき3,000円を上限とする。	支給対象外	<p>別表（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>謝礼金上限額</th> <th>費用弁償（旅費）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>学習支援員</td> <td>1時間当たり1,170円</td> <td>支給対象外</td> </tr> <tr> <td>協働活動支援員</td> <td>1時間当たり1,480円とし、1回につき3,000円（映像教材の作成は1つの動画につき10,000円）を上限とする。</td> <td>支給対象外</td> </tr> </tbody> </table>	種別	謝礼金上限額	費用弁償（旅費）	（略）			学習支援員	1時間当たり1,170円	支給対象外	協働活動支援員	1時間当たり1,480円とし、1回につき3,000円（映像教材の作成は1つの動画につき10,000円）を上限とする。	支給対象外
種別	謝礼金上限額	費用弁償（旅費）																							
（略）																									
学習支援員	1時間当たり1,230円	支給対象外																							
協働活動支援員	1時間当たり1,480円とし、1回につき3,000円を上限とする。	支給対象外																							
種別	謝礼金上限額	費用弁償（旅費）																							
（略）																									
学習支援員	1時間当たり1,170円	支給対象外																							
協働活動支援員	1時間当たり1,480円とし、1回につき3,000円（映像教材の作成は1つの動画につき10,000円）を上限とする。	支給対象外																							

第3号様式を別紙のように改め、第4号様式を削る。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第3号様式（第9条関係）

狛江市教育委員会
教育長 宛て

届出者 住 所
氏 名

（法人にあつては事業所の所在地、名称、代表者等氏名）

電話番号

地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録届出書

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記の者について地域学校協働活動推進事業協働活動支援員又は協働活動サポーターの登録を受けたいので届出を行います。

記

氏名等	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	電話番号	
支援内容		
希望する支援内容に関する経験等		

議案第 27 号

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 粕江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導について、対象要件を改めるほか、様式を追加する等、所要の改正を行う。

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱（令和3年教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象)</p> <p>第2条 <u>日本語指導員（以下「指導員」という。）による日本語指導を行う対象は、次条の申請に基づき狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する日本語能力を評価する試験の結果、日本語指導が必要と認められる帰国児童・生徒等（以下「対象児童・生徒等」という。）とする。ただし、既にこの要綱に基づく日本語指導を実施された者は除く。</u></p> <p>(実施の申請)</p> <p>第3条 <u>指導員による日本語指導の実施を希望する校長は、海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施申請書（第1号様式）により、教育委員会に申請を行うものとする。</u></p> <p>(実施の決定等)</p> <p>第4条 <u>教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、第2条に規定する試験の結果から、指導員による日本語指導の実施の可否を決定し、海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施可否決定通知書（第2号様式）により当該校長に通知する</u></p>	<p>(対象)</p> <p>第2条 <u>日本語指導員（以下「指導員」という。）による日本語指導を行う対象は、JSL評価参照枠の初期支援段階における指導が必要な帰国児童・生徒等とする。</u></p> <p>(実施)</p> <p>第3条 <u>日本語指導は、指導を必要とする帰国児童・生徒等の在籍する学校の長からの要請により、指導員を配置することにより実施する。</u></p> <p>2 <u>指導員は、当該帰国児童・生徒等が日常使用する外国語に精通している者又は日本語指導に関して実績のある者を配置する。</u></p> <p>(配置期間)</p> <p>第4条 <u>指導員の配置期間は、当該帰国児童・生徒につき100時間を限度として、配置前に実施する試験の結果に基づき教育委員会が決定する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の決定により配置される指導員は、対象児童・生徒等が日常使用する外国語に精通している者又は日本語指導に関して実績のある者とする。</u></p> <p>3 <u>指導員の配置期間は、対象児童・生徒等につき100時間を限度として、第2条に規定する試験の結果に基づき教育委員会が決定する。</u></p> <p>4 1週間あたりの指導時間は4時間を標準として、<u>対象児童・生徒等の実情に応じて実施するものとする。</u></p> <p>(所管)</p> <p>第5条 <u>日本語指導の実施</u>に関する事務は、教育部指導室が所管する。</p>	<p>2 1週間あたりの指導時間は4時間を標準として、<u>当該帰国児童・生徒等の実情に応じて実施するものとする。</u></p> <p>(所管)</p> <p>第5条 <u>指導員の配置</u>に関する事務は、教育部指導室が所管する。</p>

付則の次に別紙の2様式を加える。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

狛江市教育委員会 宛て

狛江市立
校長
(公印省略)

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施申請書

このことについて、海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

No.	児童・生徒氏名	学年/学級	性別	入学・転入日	使用する言語	〔選択式〕 本制度による日本語指導員の配置は、年度を問わず 今回が初めて である。 ※年度を問わず、既に配置をしたことがある場合は対象外です。	〔選択式〕 取り出しによる日本語指導を行うことの保護者同意 ※「無」の場合は保護者同意を取得し、「有」としてください。	〔選択式〕 日本語指導を行うにあたり必要な児童・生徒の情報を委託事業者と共有することの保護者同意 ※「無」の場合は保護者同意を取得し、「有」としてください。
1	ふりがな			年 月 日				
2	ふりがな			年 月 日				
3	ふりがな			年 月 日				
4	ふりがな			年 月 日				
5	ふりがな			年 月 日				
6	ふりがな			年 月 日				
7	ふりがな			年 月 日				
8	ふりがな			年 月 日				

様

狛江市教育委員会

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施可否決定通知書

年 月 日に申請のありました海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導の実施について、
海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり実施の可否を決定します。

記

No.	児童・生徒氏名	学年	学級	性別	日本語能力 テスト 実施日	日本語能力テストの結果		【A】日本語能力の 修得レベル	日本語指 導実施の 可否	決定した日本語指導 員の配置時間 (上限100時間－ 【A】時間)	備考 (「否」の場合は その理由)
						実施したテスト	点数				
1					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	
2					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	
3					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	
4					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	
5					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	
6					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	
7					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	
8					年 月 日	時間相当のテスト		時間相当		時間	

議案第 28 号

(仮称) 西和泉教育施設の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

(仮称) 西和泉体育施設について、条例や計画において位置付けがされているため、本要綱を廃止する。

(仮称) 西和泉教育施設の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

(仮称) 西和泉教育施設の設置及び管理に関する要綱（平成13年教育委員会要綱第12号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱を廃止する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

国のスポーツによる地域活性化推進事業の申請要件を満たすために設置する、狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会について、今後当該事業を申請する予定がないため、本要綱を廃止する。

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱を廃止する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱（令和4年教育委員会要綱第8号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市古墳保存整備検討委員会の所掌事務について、狛江市文化財保護審議会の分科会へ移管するため、本要綱を廃止する。

狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱（令和2年教育委員会要綱第8号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 31 号

狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市子ども読書啓発事業のサードブック事業について、図書カードの交付を行うための必要な文言修正等、所要の改正を行う。

狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市子ども読書啓発事業実施要綱（平成28年教育委員会要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業	実施内容	実施対象者	実施方法	事業	実施内容	実施対象者	実施方法
ブックスタート事業	ブックスタートの趣旨及び読み聞かせの方法を伝えるとともに、乳児を対象とした絵本を対象者1人につき1冊贈呈するものとする。	市内に住所を有する満3月を超え、満7月に達しない乳児	郵送 <u>その他</u> 館長が指定する日時及び方法により贈呈する。	ブックスタート事業	ブックスタートの趣旨及び読み聞かせの方法を伝えるとともに、乳児を対象とした絵本を対象者1人につき1冊贈呈するものとする。	市内に住所を有する満3月を超え、満7月に達しない乳児	郵送、 <u>その他</u> 館長が指定する日時及び方法により贈呈する。
(略)				(略)			
サードブック事業	中学校第1学年相当の生徒を対象とした図書を対象者1人につき1	狛江市立中学校における第1学年の生徒（2学期末までに転入した	郵送 <u>その他</u> 館長が指定する日時及び方法により贈呈する。	サードブック事業	中学校第1学年相当の生徒を対象とした図書を対象者1人につき1	狛江市立中学校における第1学年の生徒（2学期末までに転入した	<u>対象者生徒が所属する狛江市立中学校にて贈呈する。</u> <u>ただし、やむを得ない理由により図</u>

改正後			改正前		
冊贈呈（ <u>図書カードの交付を含む。</u> ）するものとする。	者を含む。）		冊贈呈するものとする。	者を含む。）	<u>書の贈呈を受けられなかった者については、館長が別に定める日時及び方法により贈呈するものとする。</u>
	当該年度の1月1日時点で狛江市内に住所を有し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童又は同年度の1月2日から3月31日までの間に狛江市内に転入し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童	<u>郵送その他館長が指定する日時及び方法により贈呈する。</u>		当該年度の1月1日時点で狛江市内に住所を有し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童又は同年度の1月2日から3月31日までの間に狛江市内に転入し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童	<u>対象者生徒が所属する狛江市立中学校にて贈呈する。この場合において、対象図書の贈呈を受けようとする者は、当該年度の翌年度の6月末日までに申込みを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により申込みができなかった者については、館長が定める期間内に申込みを行うものとする。</u>

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 32 号

狛江市文化財の指定について

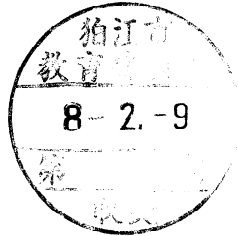
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和7年条例第20号）第4条第1項に基づき、宿屋敷西1号墳出土遺物ほか3件を狛江市文化財として指定することに対し、承認を求める。



令和8年2月9日

狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子 様

狛江市文化財保護審議会
会長 谷川 章雄

狛江市文化財の指定について（答申）

令和7年7月15日付け狛教教社発第000426号にて諮問のありました下記の4点について、別紙のとおり狛江市文化財の指定に値するものとの結論を得ましたので、狛江市文化財に指定するよう答申いたします。

記

1. 宿屋敷西1号墳出土遺物
2. 木造屋形船 附 漁船1艘、関係民具11点
3. 高木家文書
4. 石井家文書

(別紙 1)

指定理由書

記号番号	考第5号
指定の種別	狛江市指定有形文化財（考古資料）
名称	宿屋敷西1号墳出土遺物
員数	土師器片10点、須恵器片7点、鉄製品5点、石製品1点
所在地	狛江市和泉本町一丁目1番5号
所有者	狛江市
所有者の住所	狛江市和泉本町一丁目1番5号
内容	土師器片10点、須恵器片7点、鉄製品5点（有袋鉄斧1点、鉄鐸1点、刀子1点、棒状鉄製品1点、板状鉄製品1点）、石製品1点（砥石1点）

指定理由

宿屋敷西1号墳出土遺物は、宿屋敷西1号墳の周溝から出土した5世紀第3四半期における墓前祭祀の一端を示すとみられる遺物群である。

宿屋敷西1号墳は、平成30年（2018）5月、狛江市岩戸北一丁目2番内における宅地造成工事に先立つ発掘調査において新たに発見された古墳であり、墳丘及び主体部はすでに削平されていたが、発掘調査によって周溝が検出されたことでその存在が確認されたものである。検出された周溝は、上面幅1.8～2.7m、確認面からの深さ60cmほどの断面逆台形を呈し、外径は17.5m、内径は13mを測る。北西側には幅0.9mの陸橋が設けられており、陸橋脇の周溝覆土下層から、鉄製品及び石製品がまとまって出土した。

陸橋脇の周溝覆土下層から出土した遺物は、有袋鉄斧1点、鉄鐸1点、刀子1点、棒状鉄製品1点、板状鉄製品1点、砥石1点である。

有袋鉄斧は、長さ14.8cm、刃部幅7.6cm、袋部幅5.8cm、重量は841.2gを測る完形品である。袋部から刃部に向かって緩やかに開く無肩の斧で、刃部は曲刃で、袋部の断面形態は楕円形を呈する。鉄鐸は、長さ3.7cm、開口部径2.4cmほどの円錐形を呈する小さな鉄製品で、厚さ1mmほどの扇状の鉄板を円錐状に巻いて鐸身とした円錐形の鉄製品である。頂部には径5mm程の隙間があり、ここから内部に舌を吊り下げた鳴り物である。棒状鉄製品は、全長9.1cm、最大幅1.0cm、最大厚0.3cmを測るもので、最大厚部分が関部となる鉄鏃である可能性が考えられる。また、板状鉄製品は5.0cm四方、厚さ1.0cmほどの鍛造品で、板状鉄斧あるいは鉄鋌の可能性が考えられる。砥石は、凝灰岩製で、長さ11.5cm、最大幅6.5cmを測る半完形品で、断面形は八角形を呈し、表面には全体に使用痕が残されている。

出土遺物のうち鉄鐸は、朝鮮半島を起源とする祭祀遺物で、朝鮮半島から日本列島にかけて見られる。諏訪大社などに伝世品があるほか、日光男体山山頂遺跡からの出土品や長野県内では平安時代から中世にかけて遺跡からの出土品がある。古墳時代の鉄鐸は、5世紀中葉から7世紀前葉の古墳主体部や古墳周溝、住居跡などから、約30の出土事例があるが、そのほとんどが西日本であり、とくに北九州、宮崎、岡山、畿内、愛知等に集中する。東日本では、わずかに長野、群馬で各1例が確認されているのみである。西日本では、石製・鉄製模造品等の祭祀遺物の他、鍛冶道具や鉄滓等とともに出土する事例が多いことから、渡来系鍛冶工人や鉄器製作にかかわる集団の儀礼行為との関連が指摘されているもので、本古墳でも砥石や有袋鉄斧、刀子、棒状鉄製品、板状鉄製品との共伴が明らかであり、墓前祭祀の一端を示す状況と考えられる。

なお、周溝からは、ほぼ完形の埴 1 点、小型丸底壺 1 点を含む土師器片 484 点、須恵器片 14 点が出土しており、土師器の年代観から、本古墳の築造時期は 5 世紀第 3 四半期と考えられる。須恵器片は、周溝覆土の上層からのみ出土しており、7 世紀後半には周溝がほぼ埋没していたことが確認できる。

宿屋敷西 1 号墳出土遺物は、鉄鐸の出土事例自体がきわめて少数であることに加え、その出土状態から、渡来系鍛冶工人や鉄器製作にかかわる集団の儀礼行為との関連が想起されるものであり、その時期は 5 世紀第 3 四半期に特定することができる。狛江古墳群のなかでも比較的早い段階に築造された古墳における墓前祭祀の在り方を示す遺物群であり、被葬者像、さらには狛江古墳群築造の経緯、狛江古墳群の形成初期における在地集団の様相を知る上で貴重な資料である。

したがって、狛江市文化財指定及び登録基準のうち、第 1 の 1 (5) イに該当するものである。

主要参考文献

- ・ 早坂浩二「古墳時代の鉄鐸について」『愛知県埋蔵文化財センター研究紀要』第 9 号（愛知県埋蔵文化財センター、平成 20 年）
- ・ 寺井誠「朝鮮半島と日本列島の鉄鐸」『日本考古学協会第 84 回総会研究発表要旨』（一般社団法人日本考古学協会、平成 30 年）
- ・ 和田伸哉「第三章 宿屋敷西遺跡第 5 地点の調査」狛江市文化財調査報告書第 32 集『市内遺跡発掘調査報告書 VI』（狛江市教育委員会、平成 31 年）
- ・ 車崎正彦「古墳文化と狛江古墳群」『新狛江市史 通史編』（狛江市、令和 3 年）



写真1 宿屋敷西1号墳 全景



写真2 宿屋敷西1号墳周溝出土鉄製品
(左：有袋鉄斧、中上から：板状鉄製品・刀子・鉄鐸、右：棒状鉄製品)

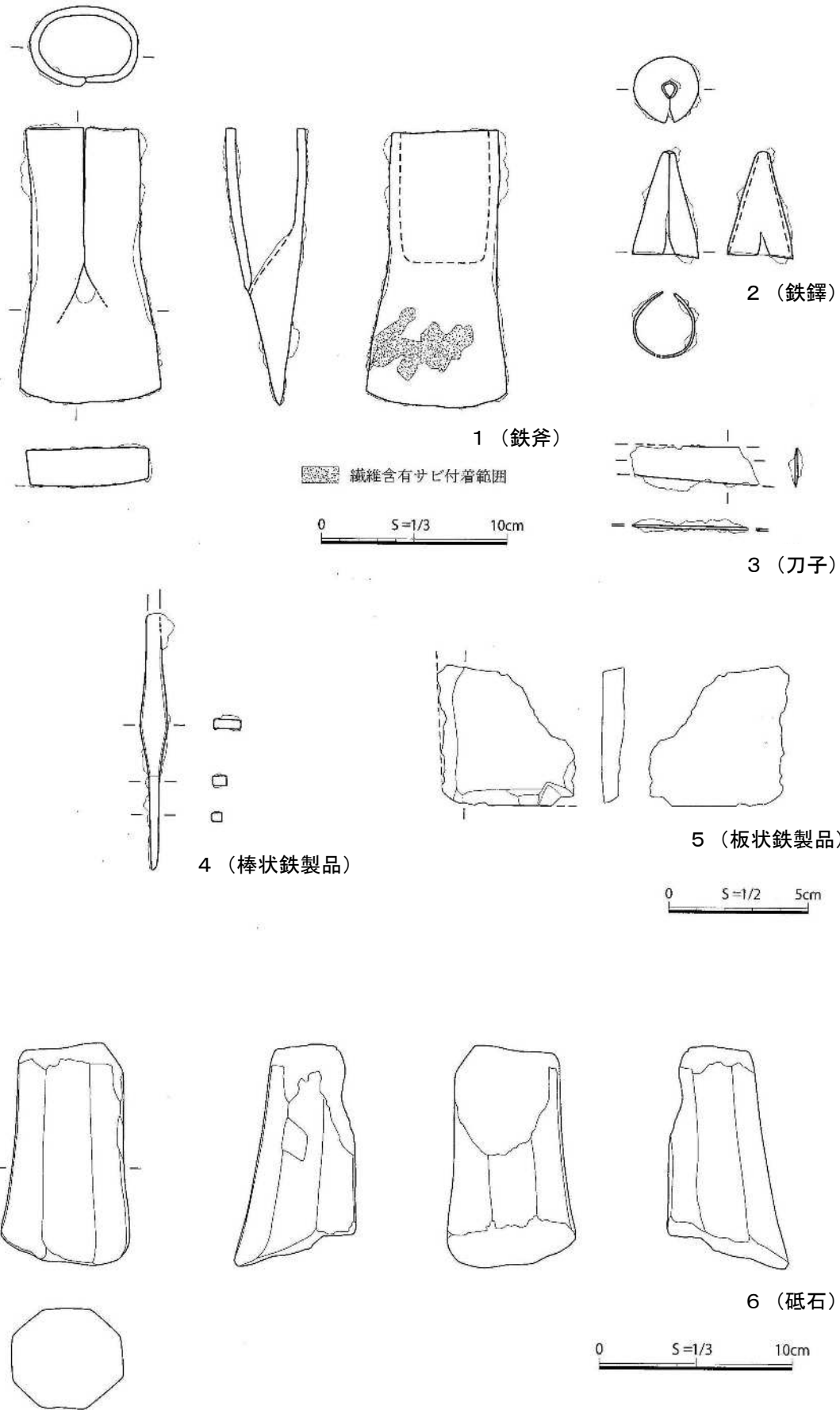
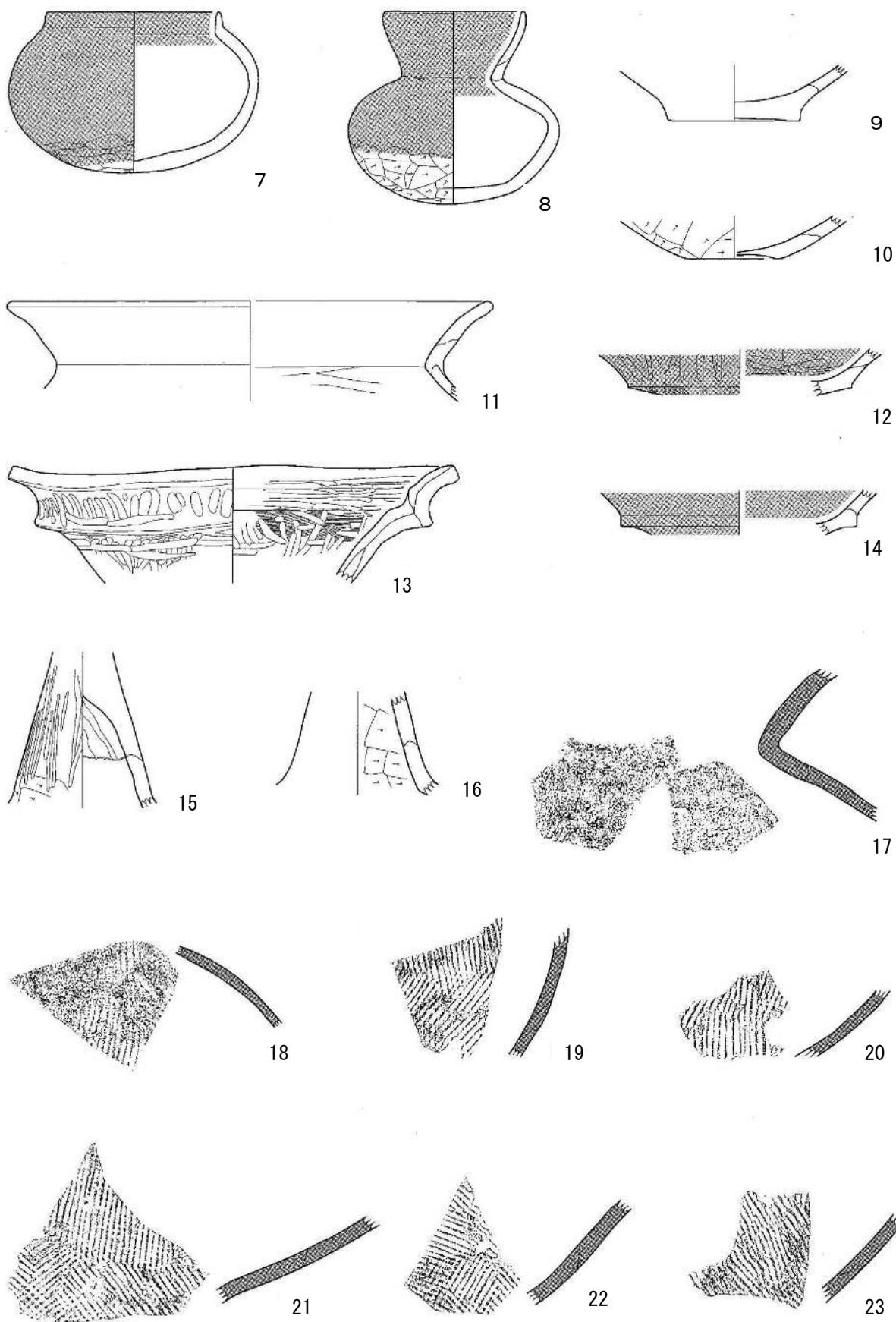


図1 宿屋敷西1号墳周溝出土の鉄製品・石製品



0 S=1/3 10cm

図2 宿屋敷西1号墳周溝出土の土師器片・須恵器片

(別紙 2)

指定理由書

記号番号	俗第4号
指定の種別	狛江市指定有形民俗文化財
名称	木造屋形船 附 漁船1艘、関係民具11点
員数	1艘
所在地	狛江市元和泉二丁目15番5号 狛江市立古民家園
所有者	狛江市
所有者の住所	狛江市和泉本町一丁目1番5号
内容	木造屋形船1艘、漁船1艘、関係民具11点(操船竿3本、鳶口1本、アカトリ4点、錨3点)
指定理由	<p>木造屋形船は、全長1,073cm、最大幅250cmを測る大型の木造和船であり、その上部に長さ713cm、高さ190cmの鉄骨造り・トタン葺きの屋根が取り付けられている。多摩川沿いの和泉多摩川において貸ボート屋を営んでいた「たまりや」※注1で、平成28年(2016)まで使用されていた。</p> <p>この木造和船は、たまりやからの求めに応じて、稲城市東長沼の川船大工、久保井富蔵氏(明治39年~平成5年)の手により、昭和39年(1964)に製作されたボート台船2艘のうちの1艘である。貸ボート屋では、ボートを繋ぎ留めておくための親船として、また客が岸からボートに移るための台船が必要であり、そのために製作された長さ6間、幅1間を測る大型のボート台船である。伝統的な和船造りの技術で製作された木造船であり、同時に屋形船としても利用されてきた。同氏は、グラスファイバー製の船が普及しはじめる昭和50年代後半まで、約60年以上にわたり多摩川で使われる川船を製作し続けた、多摩川中流域における最後の船大工であり、同氏の船大工道具は、令和2年(2020)3月16日に東京都有形民俗文化財に指定されている。</p> <p>川船は河川によって形が異なり、地形や川の様子を反映しており、比較的水深が浅い多摩川では、底が平らで浅い川船が使われた。この船は多摩川で盛んに使われた平底の砂利船を参考にして製作したとされ、多摩川流域における川船の特徴をよく留めている。</p> <p>また、久保井氏が製作した屋形船のうち、現存しているものは、平成元年(1989)に保存・展示用に製作された実物大の屋形船1艘(稲城市立稲城第六小学校で保管展示)と、奉納用に製作されたもの(長野県安曇野市穂高神社境内に奉納)1艘のみであり、実際に使用されていた屋形船のうち現存するものとしては唯一のものとみられる。</p> <p>この屋形船は、多摩川中流域の伝統的な和船の特徴をよく留めたものであることに加え、狛江の地が、戦後から高度経済成長期にかけて、多摩川沿いの行楽地として大変賑わった場所であるという地域の歴史の一端をとどめる資料としても貴重である。</p> <p>したがって、狛江市文化財指定及び登録基準のうち、第1の3(1)ウに該当するものである。</p> <p>なお、附とする資料は、たまりやで屋形船とともに使用されていた漁船1艘と、屋形船で使用されていた船道具11点である。うち漁船1艘は、主に多摩川における投網漁等に使われたとされるものである。</p>

※注1 「たまりや」は、もともと多摩川の漁師であり、登戸の渡しの船頭でもあった谷田部和助氏が、昭和28年（1953）、多摩水道橋の完成を機に登戸の渡しが廃止された後、多摩川を訪れる行楽客向けにはじめた茶屋である。創業当時は「川の家」として親しまれ、高度経済成長期を迎えると、多摩水道橋付近の多摩川沿いは、都心から釣りや遊泳など川遊びを訪れる行楽客で大変賑わいをみせるようになり、昭和38年（1963）頃からは貸しボートをはじめた。しかし、昭和50年を過ぎる頃からは、茶屋、貸しボート屋は次第に少なくなり、たまりやは最後まで残った貸しボート屋となった。平成28年（2016）8月28・29日に多摩川が増水した際、ボートのほか、屋形船4艘も流され、そのうち屋形船は1艘のみが下流でみづかり回収された。平成31年1月（2019）に貸しボート屋としての営業を休止した後、屋形船は多摩川の河川敷に引き上げられ保管されていた。なお、本屋形船は、令和2年7月10日に市へ寄贈され、以後、狛江市立古民家園内に移設され展示されている。

主要参考文献

- ・稲城市教育委員会『稲城市の民具－第2集－多摩川中流域の川船建造用具』稲城市文化財調査報告書第22集（稲城市、平成21年）
- ・稲城市教育委員会『稲城の民俗（四）－多摩川中流域の川船と船大工－』（稲城市、平成3年）
- ・米村 創「第3章 生業」『新狛江市史民俗調査報告書6 和泉の民俗』（狛江市、令和2年）

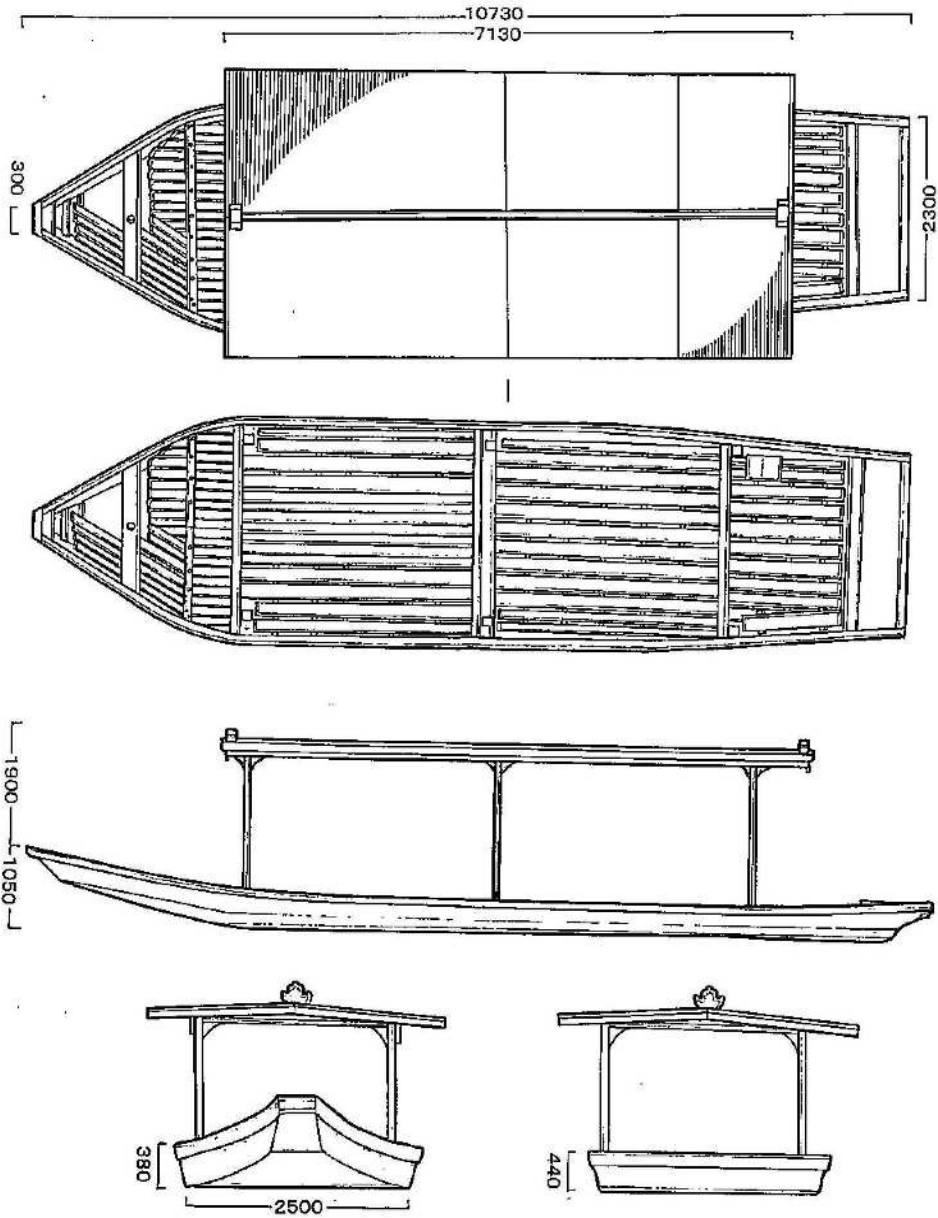


図1 屋形船実測図（『新狛江市史民俗調査報告書6 和泉の民俗』より）



写真1 多摩川河川敷に保管されていた屋形船



写真2 狛江市立古民家園内での展示の様子

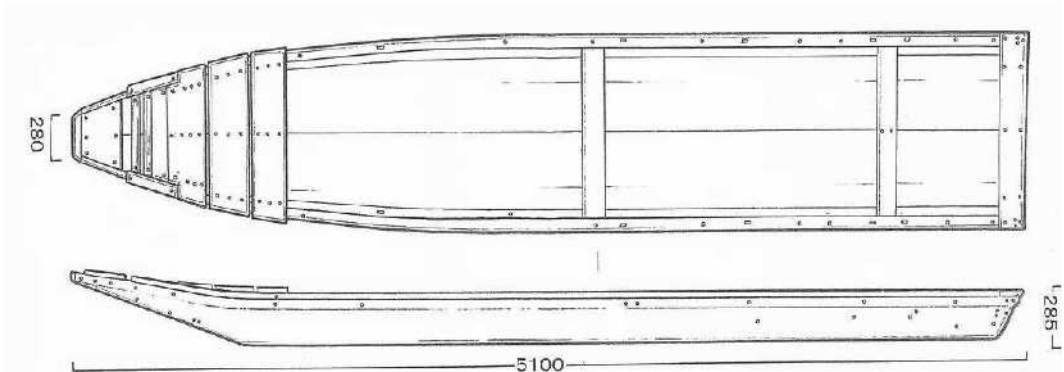
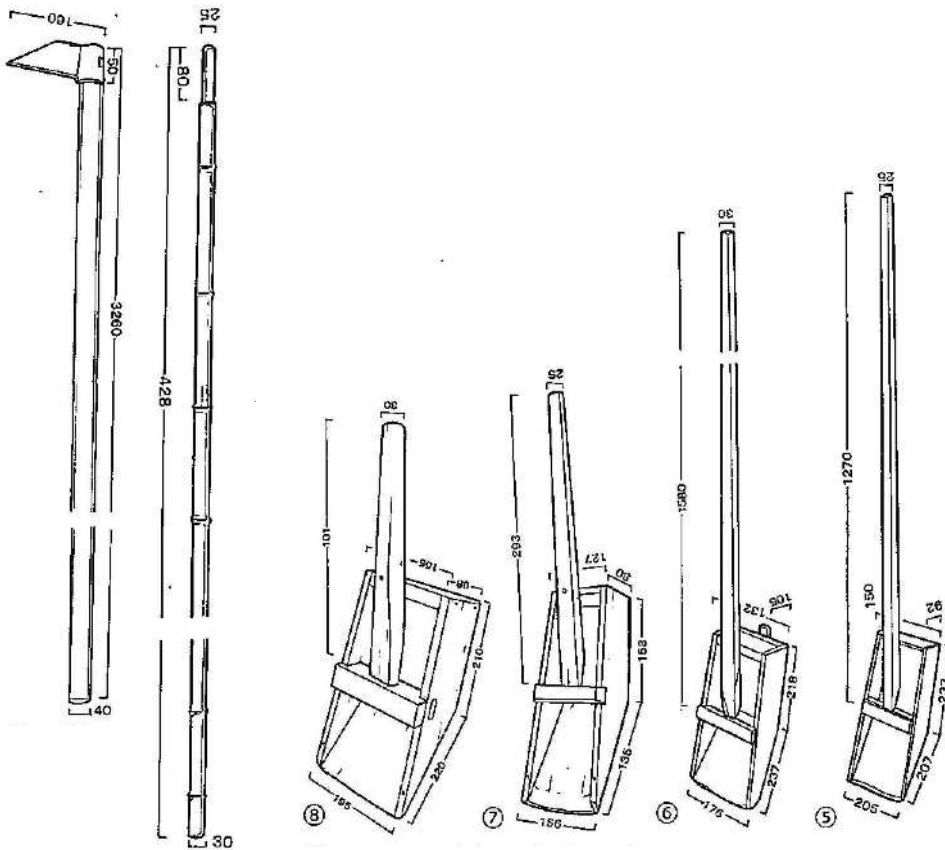
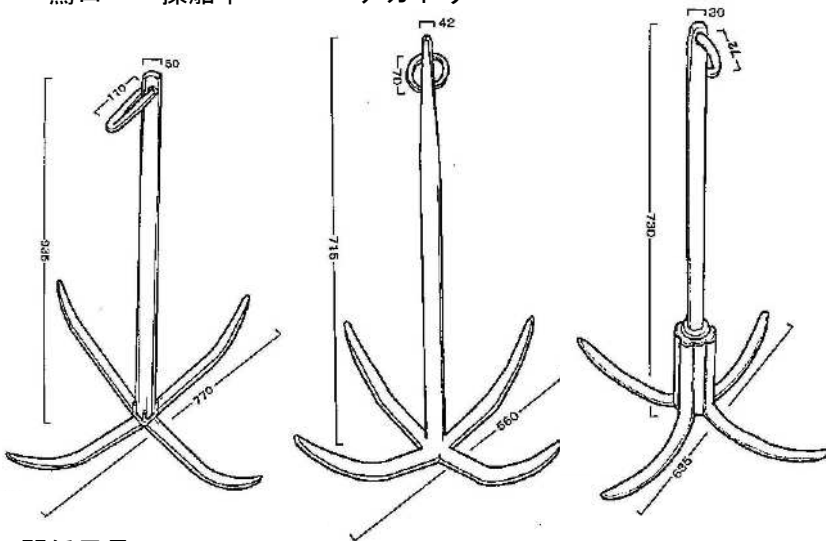


図2 漁船



鳶口 操船竿

アカトリ



錨

図3 関係民具

- 関係民具 11 点の内訳
- 操船竿 (竹製) 3 本
 - 鳶口 1 本
 - アカトリ 4 点
 - 錨 (鉄製) 3 点

(別紙 3)

指定理由書

記 号 番 号	文第 4 号
指 定 の 種 別	狛江市指定有形文化財 (古文書)
名 称	高木家文書
員 数	2,396 点
所 在 地	狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
所 有 者	狛江市
所有者の住所	狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
内 容	古文書 2,396 点

指定理由

高木家は、江戸時代中期から後期にかけて覚東村の名主を務めた家柄である。高木家文書の年代は、寛保元年 (1741) から平成 2 年 (1990) までで (年未詳を除く)、総点数は 2,396 点に及ぶ。このうち、昭和期のものが多く含まれている。

江戸時代のものと考えられる古文書は 49 点あり、甲州街道の助郷関係資料や覚東村の村高家数人別書上帳、幕府代官へ出された野川の普請願など、江戸時代中期以降の覚東村の様子を知ることができる。

高木家文書の中で特に注目されるのが、寛保元年から明治前期にかけての覚東村の村絵図 25 点が含まれていることである。これらの村絵図は、幕府代官所や幕府の鷹場役人である鳥見役へ提出するために作成されたものに加え、幕府の命令による国絵図の作成に伴うものや、諸国の監察を行った幕府の巡検使へ提出するためのものなど、さまざまな目的で作成された。また、村内の百姓一同立会いのもとで作成された村絵図もある。絵図によっては、田・畑・屋敷といった地目や面積などが記載され、用水・道・橋などが詳細に色分けされているため、村内における土地利用の状況が分かる。さらに、名主宅・高札場・社寺などが描かれた村絵図もある。現在の狛江市域にあった村々の中でも、覚東村は最も多くの村絵図が残されており、そのすべてが高木家文書に含まれている。これらの村絵図を通して、江戸時代中期から明治前期にかけての村の景観が明らかになる。

近現代の古文書は、高度経済成長期の昭和 30 年代から 40 年代にかけて、高木家当主が狛江町の町議会議員を務めていたこともあり、狛江町議会及び狛江町政に関係するものが多く見られる。この時期の狛江町では、調布町・神代町との三町合併問題や世田谷区編入問題、さらに電研裁判問題などが発生した。また、市域を南北に流れていた旧野川が氾濫し、現在の流路へと付け替える工事が実施された。さらに、上水道・下水道や都市ガスなど、社会インフラの整備が続いた時期でもあった。高木家文書には、高度経済成長期における狛江のまちづくりの様子を伝える古文書が数多く含まれている。

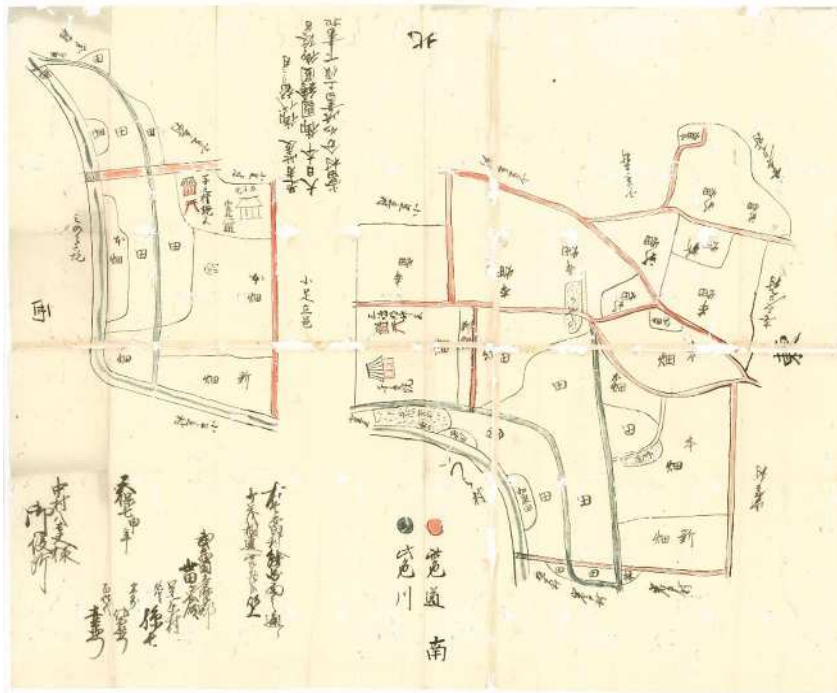
高木家文書は、江戸時代以降の村の姿を詳しく伝えるものであり、高度経済成長期における狛江町政の動きを知ることができる貴重な古文書である。

したがって、狛江市文化財指定及び登録基準のうち、第 1 の 1 (4) オに該当するものである。

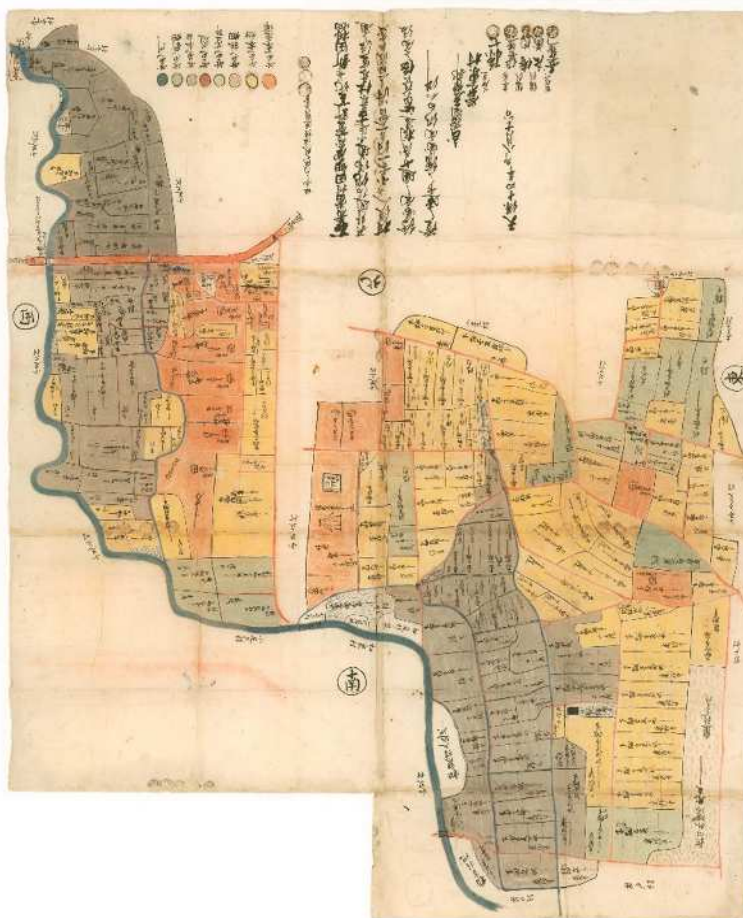
なお、覚東村の村絵図の多くは、『新狛江市史 資料編 絵図・地図』に掲載されている。また、安政 6 年 (1859) に建築された高木家の長屋門は、現在狛江市立古民家園に移築・復元されており、市指定有形文化財 (建造物) として指定されている。

主要参考文献

- ・ 狛江市市史編集専門委員会『新狛江市史 通史編』（狛江市、令和 3 年）
- ・ 狛江市市史編集専門委員会『新狛江市史 資料編 近世 1』（狛江市、平成 28 年）
- ・ 狛江市市史編集専門委員会『新狛江市史 資料編 絵図・地図』（狛江市、平成 31 年）
- ・ 重田正夫「武蔵国における天保国絵図の調査過程」（『文書館紀要』第 19 号、埼玉県立文書館、平成 18 年）



資料1 覚東村繪図 天保7年(1836)



資料2 覚東村繪図
天保14年(1843)8月

(別紙4)

指定理由書

記号番号	文第5号
指定の種別	狛江市指定有形文化財（古文書）
名称	石井家文書
員数	2,738点
所在地	狛江市和泉本町一丁目1番5号
所有者	狛江市
所有者の住所	狛江市和泉本町一丁目1番5号
内容	古文書2,738点

指定理由

石井家は、江戸時代中期以降、代々の当主が和泉村松下領の名主役や年寄役を務めた家柄である。江戸時代の和泉村は、旗本の松下家と石谷家、そして大名の彦根藩主井伊家の三家が分割して支配する、いわゆる三給支配の村であった。

石井家文書は、明治初期建築の内蔵と江戸時代後期建築の長屋門に保存されてきたものであり、石井家住宅の解体にあたり新たに発見された。年代は、版本を除き、寛永4年（1627）と同17年の検地帳2点があるほかは、宝永6年（1709）から昭和60年（1985）にかけてのものであり（年未詳を除く）、総点数は2,738点に及ぶ。

江戸時代中期以降の古文書が数多く残されており、領主である旗本松下家との関係や村内の土地と租税、さらには村の運営の実態を知ることができる。また、和泉村三給間の交際や三給間で生じた訴訟等に関する古文書もあり、支配のあり方や村の生活の様子を詳しく知ることができる。さらに、新田開発や多摩川の水害、村内の道路や水路の状況を詳しく描いた絵図が含まれており、江戸時代中期から明治初期の和泉村の村絵図も存在する。

近現代の古文書としては、明治40年代に頻発した多摩川の洪水や、それに伴う六郷用水の取水口堰付近での出水、そしてその復旧のための工事に関するものが見られる。また、大正12年（1923）に起こった関東大震災以降に活発化した多摩川における砂利採掘に関するものも含まれている。この時期の砂利採掘は、震災による被害を受けた学校や村道、橋梁、一般建築物の復旧工事用に利用される目的に加え、その販売益が村の歳入財源として見込まれており、大規模に行われていたことが分かる。

石井家文書は、江戸時代中期から明治初期までの和泉村松下領の村落史料としてまとまったものであり、また近現代における狛江の様子を知る上で重要な古文書である。

したがって、狛江市文化財指定及び登録基準のうち、第1の1（4）オに該当するものである。

なお、江戸時代の古文書には、虫損などにより開披することが困難なものも多く含まれており、一部の古文書には修復のため裏打が施されている。『新狛江市史 資料編 近世2』と『新狛江市史 資料編 近世3』には、判読が可能な971点の古文書の翻刻文が掲載されている。

また、石井家文書が保存されてきた内蔵と長屋門は、江戸時代中期建築の主屋とともに、現在、国営昭和記念公園内に移築・復元され、3棟とも立川市指定有形文化財として指定されている。

なお、和泉村三給のうち、彦根藩井伊領の名主を代々務めた石井家の古文書は、昭和61年（1986）に「石井家文書 一括 附 荒井家・大久保家・谷田部家旧蔵文書」（文第2号（古文書））として市重宝（現在は市指定有形文化財（古文書））に指定されている。

主要参考文献

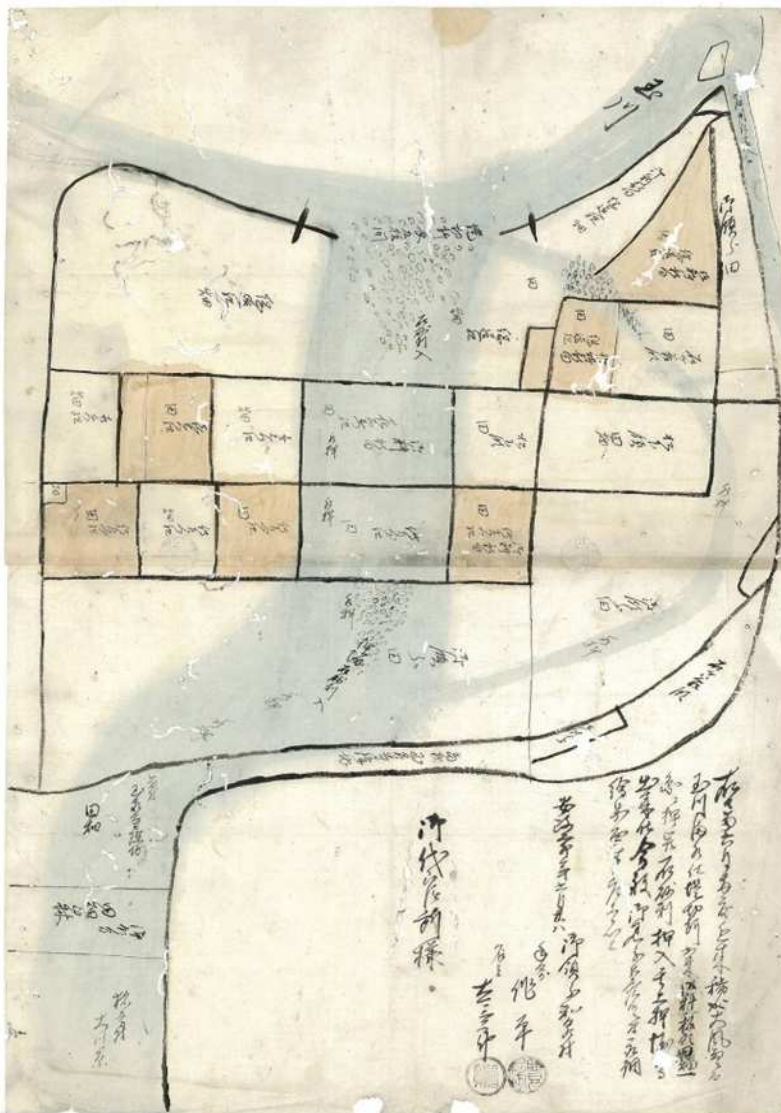
- ・ 狛江市市史編集専門委員会『新狛江市史 通史編』（狛江市、令和3年）
- ・ 狛江市市史編集専門委員会『新狛江市史 資料編 近世2』（狛江市、平成30年）
- ・ 狛江市市史編集専門委員会『新狛江市史 資料編 近世3』（狛江市、令和2年）
- ・ 狛江市市史編集専門委員会『新狛江市史 資料編 絵図・地図』（狛江市、平成31年）
- ・ 中藤靖之「古文書の修理について」（『市史研究 狛江』第3号、狛江市、平成28年）
- ・ 『古文書が語る狛江の歴史－旧和泉村旗本松下領・名主石井家文書展覧会－』（石井家住宅を記録にとどめる会、平成23年）



資料 1 年寄市五郎名主役任命書
安政 4 年 (1857) 10 月



資料 2
猪方村字丸山に水車設置につき取替議定証文
寛政 3 年 (1791) 6 月



資料 3
和泉村玉川堤切所出来石砂利押入
につき絵図
安政 2 年 (1855) 6 月

議案第 33 号

狛江市社会教育関係委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和7年条例第20号）第30条に基づき、狛江市文化財保護審議会委員を委嘱する。

狛江市文化財保護審議会委員 委嘱者名簿

任期：委嘱の日～令和9年3月31日

氏名	再・新	就任期数	選出区分
池上 悟	新	1期	学識経験者
松井 敏也	新	1期	学識経験者

組織改正に伴う関係教育委員会要領を廃止する要領

令和8年1月14日
教育長決裁

次に掲げる教育委員会要領は、廃止する。

- (1) 狛江市スポーツ推進審議会公募委員選考要領（平成13年3月30日教育長決裁）
- (2) 狛江市スポーツ推進審議会公募市民委員募集要領（平成25年1月11日教育長決裁）

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

狛教教学発第 001032 号

令和 8 年 月 日

狛江市立学校長 各位

狛江市教育委員会

教育部長 波瀬 公一

(公 印 省 略)

狛江市立学校における一斉閉庁の実施について (依頼)

市立学校の教職員のワークライフバランスの向上を図るとともに、学校施設の一斉点検等を実施するため、下記のとおり、市立学校全校の閉庁日を設定いたします。

つきましては、下記記載の依頼事項に御協力をお願いいたします。

貴管下の教職員に遺漏なく周知いただくとともに、別添の案内文を保護者に配布していただきますようお願いいたします。

記

- ・閉庁期間は、令和 8 年 8 月 10 日 (月) から 14 日 (金) までとする。
- ・この間、校舎内には立ち入らないこととする。
- ・この間、証明書の発行等の窓口業務及び電話対応は、原則として行わないこととする。
- ・この間、児童・生徒の登校や校内での部活動は、原則として行わないこととする。
- ・この間、緊急の事態が発生したときは、教育委員会に連絡する。

※なお、一斉閉庁期間中において、学童クラブは開設いたします。

保護者の皆様

狛江市立学校における学校閉庁の実施について

日頃より、学校運営と狛江市の教育行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年度に引き続き、本年度も狛江市立学校の教職員のワークライフバランスの向上と、学校施設の一斉点検等を行うため、狛江市立学校全校の閉庁日を設定することとしましたので、お知らせします。

この期間は、原則として教職員は出勤せず、証明書の発行等の窓口業務は行いません。電話についても、自動音声ガイダンスによる応答となり、教職員による対応はいたしません。原則として児童・生徒の登校等も行いません。(学童クラブは開設します。)

学校閉庁期間：令和8年8月10日（月）から14日（金）まで

-8月-

月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8	9
10	11 山の日	12	13	14	15	16

← 学校閉庁期間(11日は祝日) →

なお、緊急時は下記の連絡先に御連絡ください。

○緊急時連絡先

狛江市教育委員会 03-3430-1111 (狛江市役所代表)

- ・ 児童生徒に係る緊急事態 指導室 指導教職員係 (内線 2332)
- ・ 上記以外の問合せ 学校教育課 教育庶務係 (内線 2321)

令和7年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果 狛江市の状況について

狛江市教育委員会教育部指導室

実施の概要

1 実施方法・内容

(1) 児童・生徒に対する調査

①体力・運動能力に関する調査(体力テスト)

項目	凡例	小学校	中学校
1 握力	握	○	○
2 上体起こし	上	○	○
3 長座体前屈	長	○	○
4 反復横跳び	反	○	○
5 持久走	持	/	選択
20mシャトルラン	シ		
6 50m走	50	○	○
7 立ち幅跳び	立	○	○
8 ソフトボール投げ	投	/	○
ハンドボール投げ	投		

②生活・運動習慣等の実態に関する調査(質問調査)

(2) 学校に対する調査

(児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る取組に関する質問調査)

2 実施期間 5・6月

3 対象 小学校全児童 全6校 3,931名
中学校全生徒 全4校 1,424名

考察

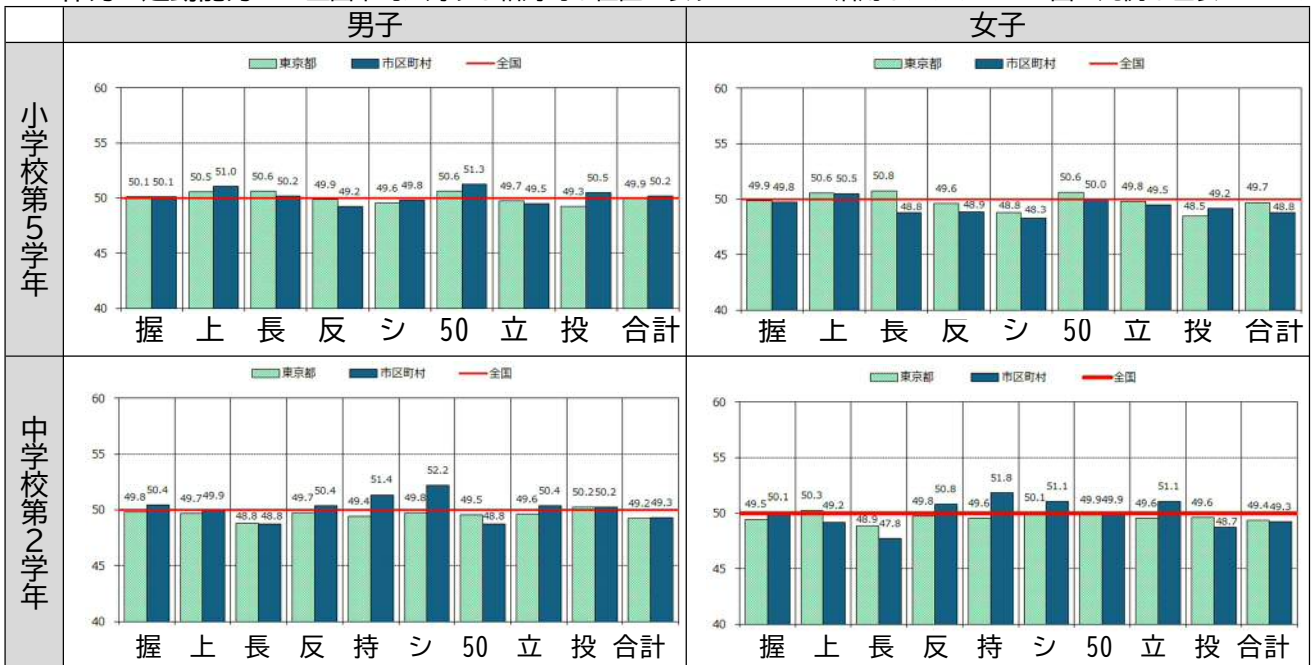
全国平均に比べ、小学校男子は「50m走」、中学校男子は「持久走」「20mシャトルラン」が高く、中学校女子は「持久走」「20mシャトルラン」「立ち幅跳び」等が全国平均を上回っている。一方で、小学校女子は全国平均に満たない種目が多く、「20mシャトルラン(持久力)」「長座体前屈(柔軟性)」に特に課題が見られる。

運動やスポーツを行う頻度・時間においては、小学生女子では行う時間が伸びているものの、ほとんど運動をしない児童・生徒が一定層おり、運動の二極化の一端が伺える。

課題解決に向けて、体育・保健体育科の授業改善を推進するとともに、学校の教育活動をととして日常的な体育的活動の充実が求められる。児童・生徒が様々な運動を経験することで楽しさや喜びを味わうとともに、進んで運動に取り組めるようにすることが重要である。

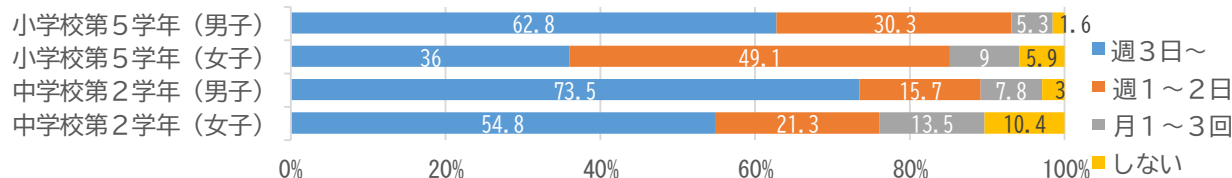
調査結果

1 体力・運動能力 ※全国平均に対する相対的な位置を表すTスコアを活用したグラフ ※図の凡例は左表のとおり

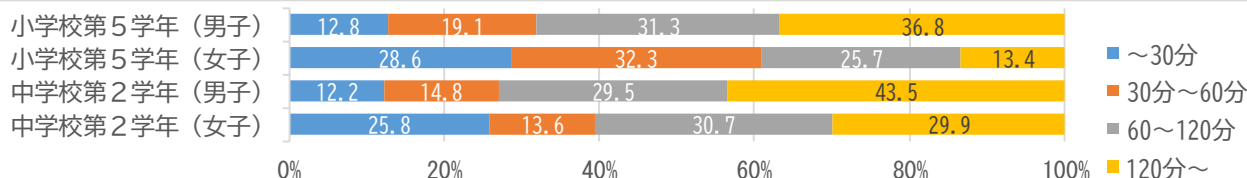


2 生活・運動習慣等の実態

(1) 運動やスポーツを行う頻度(※学校の授業を除く)



(2) 運動やスポーツを行う時間(※学校の授業を除く)



【参考：1日の運動時間(全国平均)】小5男子 83.8分、小5女子 42.6分、中2男子 86.1分、中2女子 89.5分

令和7年度学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(6)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間
狛江第三中学校	第2学年2学級	令和8年2月10日
狛江第四中学校	第1学年1学級	令和8年2月10日、12日
和泉小学校	第2学年1学級	令和8年2月13日
狛江第五小学校	第1学年1学級 第2学年2学級	令和8年2月14日、16日
狛江第五小学校	第1学年1学級 第3学年1学級	令和8年2月17日 令和8年2月17日～19日
和泉小学校	第3学年1学級	令和8年2月19日～20日
狛江第五小学校	第1学年1学級 第5学年1学級	令和8年2月19日～20日
狛江第五小学校	第2学年1学級	令和8年2月26日～27日

理由は、いずれも「インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。」です。